

# 町田市教育委員会第3回定例会

日 時 2019年6月3日(月) 午前10時

場 所 第2、3、4、5会議室

## 議 題

### 1. 月間活動報告

### 2. 議案審議事項

請 願 第1号 町田市の中学校給食の実施に関する請願

議案第13号 町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則について

議案第14号 町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則について

議案第15号 第12期町田市学校給食問題協議会委員の委嘱及び解任について

議案第16号 町田市立中学校PTA連合会の役員への感謝状の贈呈について

### 3. 臨時代理報告

臨時代理報告第2号 第31期町田市社会教育委員の委嘱及び解職について

臨時代理報告第3号 第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について

### 4. 協議事項

(1) 町田市生涯学習審議会への諮問について

### 5. 報告事項

(1) 町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施について  
《教育総務課》

(2) 2018年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況について  
《教育総務課》

(3) 2018年度町田市立小学校の通学路における防犯カメラの管理状況について  
《学務課》

(4) 「家庭学習推進の手引き」の配布について  
《指導課》

(5) 町田市民文学館ことばらんど夏展「縄文土器をよむ-文字のない時代からのメッセージ-」の開催について  
《生涯学習総務課・図書館》

(6) 町田市立小・中学校における運動会、体育祭における熱中症対応について  
《指導課》

## 主 な 活 動 状 況

2019.5.10～2019.6.2

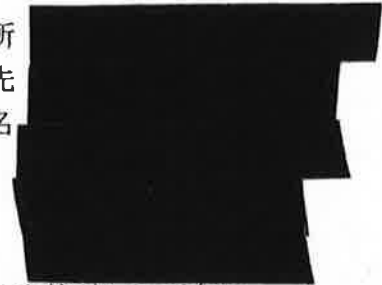
期日			活動内容	坂 本 教 育 長	後 藤 委 員	森 山 委 員	八 並 委 員	坂 上 委 員
月	日	曜						
5	10	金	教育委員会第2回定例会	○	○	○	○	○
	11	土	町田市表彰式(町田市文化交流センター)	○				
			第19回若葉とそよ風のハーモニーコンサート(町田市民ホール)	○	○			
	12	日	町田市総合水防訓練(鶴見川クリーンセンター)	○				
	13	月	第1回小学校教科用図書調査協議会	○				
			第1回町田市防災会議	○				
	14	火	2019年度町田市公立小学校PTA連絡協議会定期総会		○		○	
	15	水	東京都市教育長会幹事会・定例会(東京自治会館)	○				
			東京都退職校長会町田支部総会(ホテル町田ヴィア)		○			
	16	木	定例校長会	○				
			第50回町田市学校保健会総会(町田市医師会館)	○				
	17	金	町田市障がい児・者を守る会すみれ会新役員 面会	○				
			町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	○				
			東京都市町村教育委員会連合会第63回定期総会		○		○	○
18	土	町田市立中学校PTA連合会定期総会・懇親会(ベストウエスタン レンブラントホテル東京町田)	○	○		○	○	
23	木	学校法人日本大学第三学園 日本大学第三中学校・高等学校 面会	○					
		町田市租税教育推進協議会総会(町田税務署)	○					
25	土	小・中学校運動会、体育祭	○	○		○		
28	火	町田市奨学資金審議会	○					
31	金	平成31年度 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会(山梨県北杜市)(女神の森セントラルガーデン)		○		○	○	
6	1	土	小・中学校運動会、体育祭		○	○		
	2	日	障がい者青年学級開級式(公民館学級)(生涯学習センター)				○	

2019年 5月 2/日

町田市の中学校給食の実施に関する請願

町田市教育委員会教育長 様

住 所  
連絡先  
氏 名



(請願の要旨)

- ①教育（食育）の実践のため、中学校での全員給食実施を検討して下さい。
- ②中学生の食物アレルギーに対応するため、デリバリー方式ではなく、自校／親子／センター方式による給食の実施を検討して下さい。

(請願の理由)

▶町田市の中学校では、選択制弁当併用型外注形式（デリバリー方式）で給食が提供されています。利用状況は、「冷たい」「利用しにくい」など様々な理由から、給食を利用する生徒は1割余りです。またデリバリー方式は、生徒の食物アレルギーに対応できません。

▶しかし、「学校給食法」は目的の一つに「食育の推進」を挙げており、地方公共団体に学校給食の普及の努力を求めています。また「学校食育法」では、学校給食を含めた食育の推進を掲げています。平成30年施行の「新中学校学習指導要領」では、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食生活の形成」を指導の指針としています。さらに文部科学省による「学校給食実施基準」では、「学校給食は、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする」と定めています。そして、現在の文科省初等中等教育局長である永山賀久氏は、平成31年にこう述べています。「学校における食育を一層推進するため、学校給食の教育的意義を改めて認識しつつ、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努めていくことが大切です」。

▶町田市でも「教育プラン 2019-2023」で、「学校給食を生きた教材として、食への理解を深めていきます」と述べています。しかし、利用者が1割にとどまる給食では、そうした食育は困難です。また、中学生が家庭の状況に左右され、給食時間に食の格差が表れています。それに対し全員給食は家庭の状況によらず、栄養バランスの整った食事を提供するとともに、「教育の機会均等」を実現できます。

▶法令を遵守し、文科省の指針にのっとり教育を実践し、町田市の教育プランを推進するため、町田市の中学校給食を生徒全員に提供する形式に変えていただけるよう、検討をお願いします。また、アレルギーの有無にかかわらず生徒が給食を利用できるよう、アレルギー対応が可能な「自校／親子／センター方式のいずれかによる給食の実施」を検討していただけますようお願いいたします。

## 【補足資料】

### ① 学校給食法

(昭和 29 年法律第 160 号 最終更新：平成 27 年 6 月 24 日公布改正、28 年 4 月 1 日施行)

#### 第一章

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(略)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

### ② 食育基本法

(平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号 最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号)

#### 第八条 (略)

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(略)

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

### ③ 新中学校学習指導要領

(平成 29 年公示、平成 30 年 4 月 12 日施行)

(特別活動の項)

オ 食育の観点で踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

この内容は、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい人間関係や社交性が育まれるようにするものである。(略)

食育の観点で踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成は、食に関する資質・能力等を、生徒が発達の段階に応じて総合的に身に付けることができるように学校教育全体で指導することである。したがって、学校の教育計画等と関連付けながら食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間を中心としながら、各教科等における食に関する指導を相互に関連付け、総合的かつ効果的な指導が行われるように留意する

必要がある。

給食の時間においては、楽しく食事をする事、栄養の偏りのない健康によい食事のとり方、食中毒の予防に関わる衛生管理の在り方、準備や後片付けなどの作業を通して奉仕や協力・協調の精神を養うことなどに関する指導により望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよく形成していくことをねらいとしている。適切な給食時間を確保した上で、給食の準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導することが重要である。また、食を取り巻く社会環境の変化等を踏まえつつ、家庭との連携が重要である。さらに、心身の健康に関する内容にとどまらず、自然の恩恵などへの感謝、食文化、食糧事情などについても教科等の指導と関連を図りつつ指導を行うことが望まれる。

具体的な活動の工夫としては、自分の食生活を見直しと改善、望ましい食習慣への課題、生涯を通じた望ましい食習慣を形成などの題材を設定し、発表し合う活動などが考えられる。

また、「食」は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすこと、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となることなどの題材を設定し、主体的に食習慣の改善に取り組むよう指導することが重要である。

学校給食を実施していない学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、望ましい食習慣の形成については、食育の観点も踏まえ、健康・安全に関する指導の一環として指導する必要がある。

#### ④文部科学省「学校給食実施基準」

##### 第二条

学校給食は、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

#### ⑤町田市「教育プラン 2019-2023」

〈施策の方向性〉

○家庭・地域・関係機関との連携により、食事を大切に育てる子どもを育てます。

- ・小・中学校の教育活動全体を通して、栄養バランスのよい食事をとり、規則正しく生活することの大切さについて、子どもたちの理解を深めていきます。
- ・小学校では、体験的な活動を通して、生活習慣の基礎を形成していきます。
- ・中学校では、それまでに学んだことを活かし、健康を考えて食の選択を行おうとする態度と実践力を育てます。
- ・保育園等との連携した取組により、家庭への食育の啓発を行っていきます。
- ・学校給食を生きた教材として、食への理解を深めていきます。
- ・学校給食における食材の地産地消を推進し、生産者との協働による農業体験等の取組を推進します。



【食に関する指導の目標】

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

〈出典〉 文部科学省「食に関する指導の手引」

議案第13号

町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する  
規則について

上記の議案を提出する。

2019年6月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、市長部局の情報公開に関する手続との統一を図ることを目的として、  
関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則を全部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

市長部局の情報公開に関する手続との統一を図ることを目的として、関係する規定を整理するため、改正するものです。

#### 2 改正内容

町田市教育委員会が管理する情報の公開について、町田市情報公開条例施行規則の例によることとします。

#### 3 施行期日

令和元年7月1日から施行します。

#### 4 補足説明

これまで町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則については、町田市情報公開条例施行規則の規定に合わせて、改正を行ってきました。今回の改正により、今後、町田市規則が改正された場合に、速やかに対応できることとなります。

【改正後】

町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則

町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則（平成元年9月町田市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

町田市教育委員会が管理する情報に係る町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）の施行については、町田市情報公開条例施行規則（平成元年9月町田市規則第40号）の例による。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



【改正前】

○町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則

平成元年9月21日

教育委員会規則第11号

学校教育部教育総務課

改正 平成5年7月12日教委規則第6号

平成12年3月23日教委規則第3号

平成13年2月9日教委規則第1号

平成14年5月23日教委規則第10号

平成16年4月15日教委規則第11号

平成17年4月14日教委規則第6号

平成17年11月10日教委規則第17号

平成28年3月18日教委規則第5号

平成29年6月20日教委規則第11号

平成30年4月3日教委規則第3号

注 平成16年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号。以下「条例」という。）第16条の規定により、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を実施機関とする公文書の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（平17教委規則17・一部改正）

(公文書公開請求書の提出)

第2条 条例第6条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとするものは、公文書公開請求書（第1号様式）を町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(請求に対する決定の通知)

第3条 条例第7条第1項に規定する決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 公文書の公開をするとき。 公文書公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 公文書の一部を公開するとき。 公文書部分公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 公文書の公開をしないとき。 公文書非公開決定通知書（第4号様式）
- (4) 請求された公文書を保有していないとき。 公文書不存在決定通知書（第5号様式）
- (5) 条例第5条の2の規定により公文書の公開の請求を拒否するとき。 公文書存否応答拒否通知書（第5号様式の2）

2 条例第7条第3項の規定により決定を延期する場合の通知は、公文書公開決定延期通知書（第6号様式）により行うものとする。

（公開の実施等）

第4条 条例第7条第1項の規定による決定の通知を受けた者が当該決定に係る公文書の公開を受けるときは、教育長が指定する期日及び場所において職員の立会いのもとに行わなければならない。

2 教育長は、公文書の公開を受けるときが当該公開に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第8条第1項の規定により公文書の公開をする場合の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（平29教委規則11・一部改正）

（費用負担）

第5条 条例第9条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 公文書の写しの交付を受ける者は、前項に規定する費用を前納しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 2 9 教委規則 1 1 ・ 追加)

(検索資料)

第 6 条 条例第 1 1 条に規定する公文書の検索に必要な資料は、公文書目録とする。

2 前項に規定する公文書目録は、町田市総務部市政情報課に備え置くものとする。

(平 2 9 教委規則 1 1 ・ 旧第 5 条繰下)

(町田市情報公開条例施行規則の例による事項)

第 7 条 この規則及び教育長が別に定めるもののほか、教育委員会を実施機関とする公文書の公開等に関し必要な事項は、町田市情報公開条例施行規則（平成元年 9 月町田市規則第 4 0 号）の例による。

(平 2 9 教委規則 1 1 ・ 旧第 6 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 1 0 月 1 日から施行する。

(公文書目録)

2 第 6 条に規定する公文書目録は、当分の間、ファイル基準表その他別に定めるものをもって充てる。

(平 2 9 教委規則 1 1 ・ 一部改正)

附 則 (平成 5 年 7 月 1 2 日教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 2 3 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 2 月 9 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 4 年 5 月 2 3 日教委規則第 1 0 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 6 年 4 月 1 5 日教委規則第 1 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月14日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日教委規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月20日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月3日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

（平29教委規則11・追加）

区分	金額
1 複写機又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の出力により写しを作成する場合の費用	用紙1枚につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。

	<p>(1) 白黒（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。） 10円</p> <p>(2) カラー（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。） 20円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 当該写しの作成に要する費用の額</p>
2 電磁的記録に記録された事項を他の記録媒体に複写して写しを作成する場合の費用	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) フロッピーディスク 1枚につき50円</p> <p>(2) CD-R 1枚につき100円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 当該写しの作成に要する費用の額</p>
3 前2項に規定するもの以外で写しを作成する場合の費用	当該写しの作成に要する費用の額
4 写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する郵送料等に相当する額

議案第14号

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する  
規則について

上記の議案を提出する。

2019年6月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、市長部局の個人情報保護に関する手続等との統一を図ることを目的として、関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則を全部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

市長部局の個人情報保護に関する手続等との統一を図ることを目的として、関係する規定を整理するため、改正するものです

#### 2 改正内容

町田市教育委員会が管理する個人情報の保護について、町田市個人情報保護条例施行規則の例によることとし、関係する規定を整理します。

#### 3 施行期日

令和元年7月1日から施行します。

#### 4 補足説明

これまで町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則については、町田市個人情報保護条例施行規則の規定に合わせて、改正を行ってきました。今回の改正により、今後、町田市規則が改正された場合に、速やかに対応できることとなります。

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則（平成元年9月町田市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（個人情報保護の取扱い）

第1条 町田市教育委員会が管理する情報に係る町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行については、次条に定めるもののほか、町田市個人情報保護条例施行規則（平成元年9月町田市規則第41号）の例による。

（個人情報保護管理責任者）

第2条 条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）第6条第1項に規定する課長及び所長、同規則第22条第1項及び第2項に規定する教育機関の長並びに市立学校長をもって充てる。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



【改正前】

○町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則

平成元年9月21日

教育委員会規則第12号

学校教育部教育総務課

改正 平成5年7月12日教委規則第7号

平成10年12月24日教委規則第5号

平成12年3月23日教委規則第4号

平成13年3月30日教委規則第3号

平成14年11月14日教委規則第17号

平成15年3月31日教委規則第8号

平成16年10月7日教委規則第20号

平成17年4月14日教委規則第7号

平成17年11月10日教委規則第18号

平成23年11月10日教委規則第7号

平成25年7月11日教委規則第4号

平成27年10月2日教委規則第11号

平成28年2月10日教委規則第1号

平成28年3月18日教委規則第4号

平成29年6月20日教委規則第12号

平成30年4月3日教委規則第4号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号。以下「条例」という。）第40条の規定により、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を実施機関とする保有個人情報の保護について必要な事項を定める

ものとする。

(平 1 7 教委規則 7 ・ 一部改正)

(業務の登録)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項及び第 8 条第 2 項に規定する登録は、個人情報業務登録票  
(第 1 号様式) により行うものとする。

2 条例第 7 条第 1 項第 7 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象となる個人の範囲

(2) 記録の保管方法

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平 2 3 教委規則 7 ・ 一部改正)

(本人等への明示)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する本人等への明示は、書面等により行うものとする。

2 条例第 9 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 記録の保管方法

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平 1 7 教委規則 7 ・ 一部改正)

(本人外収集に係る通知)

第 4 条 条例第 9 条第 3 項に規定する本人等への通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面によりがたいと認めるときは、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、他の方法により行うことができる。

(1) 業務の名称

(2) 収集する個人情報の項目

- (3) 収集の目的
- (4) 収集する相手先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項  
(平17教委規則7・一部改正)

(管理責任者)

第5条 条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）第6条第1項に規定する課長及び所長、同規則第22条に規定する教育機関の長並びに市立学校長をもって充てる。

(平16教委規則20・平27教委規則11・一部改正)

(取扱責任者)

第6条 管理責任者は、所属職員のうちから個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指定することができる。

2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、保有個人情報の適正な保有に努めなければならない。

(平17教委規則7・一部改正)

(目的外利用及び外部提供の登録)

第7条 条例第14条第1項及び第15条第2項（条例第15条の2第2項及び第15条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する登録は、個人情報目的外利用・外部提供登録票（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第1項第7号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的外利用又は外部提供をする先の業務の名称
- (2) 目的外利用又は外部提供をする法令等の根拠
- (3) 目的外利用又は外部提供をする条件
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平 2 3 教委規則 7 ・ 平 2 7 教委規則 1 1 ・ 平 2 8 教委規則 1 ・ 一部改正)

(目的外利用及び外部提供に係る本人通知)

第 8 条 条例第 1 4 条第 4 項及び第 1 5 条第 3 項 (条例第 1 5 条の 2 第 2 項及び第 1 5 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する本人等への通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面によりがたいと認めるときは、審議会の意見を聴き、他の方法により行うことができる。

- (1) 業務の名称
- (2) 目的外利用又は外部提供をする保有個人情報の項目
- (3) 目的外利用又は外部提供をする目的又は理由
- (4) 目的外利用又は外部提供をする先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平 1 7 教委規則 7 ・ 平 2 7 教委規則 1 1 ・ 平 2 8 教委規則 1 ・ 一部改正)

(目的外利用及び外部提供に係る本人同意)

第 9 条 条例第 1 4 条第 4 項に規定する本人等への同意の求めは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面によりがたいと認めるときは、審議会の意見を聴き、他の方法により行うことができる。

- (1) 業務の名称
- (2) 目的外利用又は外部提供をする保有個人情報の項目
- (3) 目的外利用又は外部提供をする目的又は理由
- (4) 目的外利用又は外部提供をする先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平 1 7 教委規則 7 ・ 平 2 7 教委規則 1 1 ・ 一部改正)

(コンピュータ処理等の登録)

第 1 0 条 条例第 1 9 条第 1 項に規定する登録は、個人情報コンピュータ処理等登録票 (第 6 号様式) 又は個人情報外部結合登録票 (第 6 号様式の 2) により行うものとする。

2 条例第19条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) システムの名称
- (2) コンピュータ処理等の条件
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項  
(平23教委規則7・一部改正)

(代理人による請求)

第10条の2 条例第20条第2項に規定する規則で定める代理人は、本人が入院中、歩行困難、外国出張中等の理由により、開示の請求（訂正の請求、消去等の請求及び利用等の中止の請求を含む。以下この条において同じ。）をすることが著しく困難であると認められる場合において、本人から開示の請求に関する権限を委任された代理人とし、代理人が開示の請求をすることができる保有個人情報の内容は、代理人委任契約により委任された権限を有する事項に係る保有個人情報とする。

(平17教委規則7・追加)

(死者の保有個人情報に係る開示の請求)

第10条の3 条例第20条第4項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とし、当該者が開示の請求をすることができる保有個人情報の内容は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 死者から財産を相続した相続人 相続した当該財産に係る当該死者の保有個人情報
- (2) 死者の死に起因して取得した慰謝料等の請求権(前号に掲げるものを除く。)を有する者のうち、当該死者の配偶者(届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。)その他相続権を有する者 当該請求権に係る当該死者の保有個人情報
- (3) 死者から財産の遺贈を受けた者のうち、当該死者の配偶者その他相続権を有する者 遺贈を受けた当該財産に係る当該死者の保有個人情報

(4) 死亡時において未成年者であった死者の親権者 当該死者に係る保有個人情報

(5) 教育委員会が審議会の意見を聴いた上で相当と認めた者 前各号に掲げるものの以外の保有個人情報

(平17教委規則7・追加、平27教委規則11・一部改正)

(請求の手續)

第11条 条例第25条に規定する請求の手續は、個人情報開示等請求書(第7号様式)の提出により行うものとする。この場合において、代理人にあつては、代理権を有することを証する書類及び本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにした書類を添付するものとする。

2 前項の請求書を提出しようとする者(以下「請求者」という。)は、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、浮出しプレス、契印、せん孔又は特殊加工した請求者の写真が貼付されたものを提示しなければならない。ただし、教育委員会が郵送その他相当と認める方法により請求者に対し文書で照会し、その回答書を請求者が自ら持参したときは、この限りでない。

3 教育委員会は、条例第20条第2項又は第3項の規定により未成年者の法定代理人から当該未成年者に係る保有個人情報の開示の請求がなされた場合において、当該未成年者が満15歳に達しているときは、当該保有個人情報の開示をすることが条例第21条第1項第7号の規定に該当するかどうかを判断するため、当該未成年者から当該保有個人情報の開示に関する確認書(第7号様式の2)の提出を求めることができる。

4 条例第25条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求内容の種別

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平17教委規則7・平27教委規則11・一部改正)

(請求に対する通知)

第12条 条例第27条第1項及び第2項に規定する本人等への通知は、請求を受諾する場合は個人情報開示等決定通知書(第8号様式)により、請求の一部を受諾する場合は個人情報部分開示等決定通知書(第9号様式)により、請求を受諾しない場合は個人情報非開示等決定通知書(第10号様式)により、請求された保有個人情報を保有していない場合は個人情報不存在決定通知書(第10号様式の2)により、条例第24条の2第1項に規定する請求を拒否する場合は個人情報存否応答拒否通知書(第10号様式の3)により行うものとする。

2 条例第27条第3項に規定する本人等への通知は、個人情報開示等決定延期通知書(第11号様式)により行うものとする。

(平17教委規則7・一部改正)

(開示の実施等)

第13条 条例第27条第1項の規定による決定の通知を受けた者が当該決定に係る保有個人情報の開示を受けるときは、教育委員会が指定する期日及び場所において職員の立会いのもとに行わなければならない。

2 教育委員会は、保有個人情報の開示を受ける者が当該決定に係る保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第28条第1項の規定により保有個人情報の開示をする場合の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(平17教委規則7・平29教委規則12・一部改正)

(費用負担)

第13条の2 条例第29条第2項に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、前項に規定する費用を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでな

い。

(平 2 9 教委規則 1 2 ・ 追加)

(利用、提供先への通知)

第 1 4 条 条例第 2 8 条第 3 項に規定する目的外利用又は外部提供を受けているものへの通知は、同条第 1 項による措置であることを明らかにすることなく行うものとする。この通知の方法は、教育委員会が別に定める。

(委託等に係る措置)

第 1 5 条 条例第 1 2 条の 2 第 1 項ただし書の規定により個人情報を事業者に取り扱わせるとき、又は同条第 2 項の規定により個人情報を指定管理者に取り扱わせるときは、契約書等に個人情報の保護に係る必要な事項を明記しなければならない。

(平 1 7 教委規則 1 8 ・ 全改)

(委託等の登録)

第 1 6 条 条例第 1 2 条の 2 第 3 項に規定する登録は、個人情報外部委託等登録票(第 1 2 号様式)により行うものとする。

2 条例第 1 2 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 委託等の内容

(2) 委託等の条件

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(平 1 7 教委規則 1 8 ・ 平 2 3 教委規則 7 ・ 一部改正)

(検索資料)

第 1 7 条 条例第 3 6 条に規定する保有個人情報の検索に必要な資料は、個人情報登録簿とする。

2 前項に規定する個人情報登録簿は、町田市総務部市政情報課に備え置くものとする。

(平 1 7 教委規則 7 ・ 一部改正)



(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月12日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年12月24日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月23日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月14日教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年5月28日から適用する。

附 則 (平成15年3月31日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月7日教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市教育委員会を実施機関とする個人情報に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月14日教委規則第7号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第42条」を「第40条」に改める部分に限る。）、第17条第1項の改正規定（「条例第39条」を「条例第36条」に改める部分に限る。）は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の規定は、平成17年4月

1日から適用する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月10日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月11日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月2日教委規則第11号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年2月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月20日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月3日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第13条の2関係）

（平29教委規則12・追加）

区分	金額
----	----

<p>1 複写機又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の出力により写しを作成する場合の費用</p>	<p>用紙1枚につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。</p> <p>(1) 白黒(日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。) 10円</p> <p>(2) カラー(日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。) 20円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 当該写しの作成に要する費用の額</p>
<p>2 電磁的記録に記録された事項を他の記録媒体に複写して写しを作成する場合の費用</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) フロッピーディスク 1枚につき50円</p> <p>(2) CD-R 1枚につき100円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 当該写しの作成に要する費用の額</p>
<p>3 前2項に規定するもの以外で写しを作成する場合の費用</p>	<p>当該写しの作成に要する費用の額</p>
<p>4 写しの送付に要する費用</p>	<p>当該写しの送付に要する郵送料等に相当する額</p>

## 議案第15号

### 第12期町田市学校給食問題協議会委員の委嘱及び解任について

上記の議案を提出する。

2019年6月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

#### (提案理由説明)

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例に基づき、第12期町田市学校給食問題協議会委員を委嘱及び解任するものです。任期は2021年1月21日までです。

## 1. 解任

選出区分	氏 名	所 属 (役職名等)	解任日
父母代表	やまざき さとこ 山崎 聡子	町田市立中学校 P T A 連 合 会	2019年6月3日

## 2. 委嘱

選出区分	氏 名	所 属 (役職名等)	任期等
父母代表	おおいし まさこ 大石 正子	町田市立中学校 P T A 連 合 会	町田市立中学校P T A 連 合 会 推 薦 2019年6月4日～ 2021年1月21日

第12期町田市学校給食問題協議会委員名簿

選出区分	氏名	所属(役職名等)	任期等
学校長	なかむら ゆういち 中村 雄一	成瀬台小学校(校長)	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学校長	やなぎだ たくし 柳田 拓史	つくし野中学校(校長)	2019年5月20日～ 2021年1月21日
教職員	なかたに さとこ 中谷 聡子	三輪小学校(副校長)	2019年5月20日～ 2021年1月21日
教職員	えがた や ゆうじ 恵方谷 雄二	町田第二中学校(副校長)	2019年5月20日～ 2021年1月21日
栄養士・ 調理員代表	たなか よしみ 田中 芳美	南第三小学校(栄養教諭)	2019年1月22日～ 2021年1月21日
栄養士・ 調理員代表	すぎはた まきこ 杉畠 万紀子	小山田小学校(栄養士)	2019年1月22日～ 2021年1月21日
栄養士・ 調理員代表	なかがわ さとる 中川 悟	大蔵小学校(調理員)	2019年1月22日～ 2021年1月21日
栄養士・ 調理員代表	きしだ はるみ 岸田 暖美	成瀬台小学校(調理員)	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	なかがわ みか 中川 美嘉	町田市公立小学校 PTA連絡協議会	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	ひがし まり 東 麻理	町田市公立小学校 PTA連絡協議会	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	なつうめ ことえ 夏梅 琴絵	町田市立中学校 PTA連合会	2019年1月22日～ 2021年1月21日
父母代表	おおいし まさこ 大石 正子	町田市立中学校 PTA連合会	2019年6月4日～ 2021年1月21日
消費者団体の 推薦する者	ながお みき 長尾 望生	町田市消費生活センター 運営協議会	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学識経験者	たかだ きみひこ 高田 公彦	昭和薬科大学 (准教授 地域医療部門)	2019年1月22日～ 2021年1月21日
学識経験者	おぐち えつこ 小口 悦子	東京家政学院大学 (教授 食物学科)	2019年1月22日～ 2021年1月21日

議案第 1 6 号

町田市立中学校 P T A 連合会の役員への感謝状の贈呈について

上記の議案を提出する。

2 0 1 9 年 6 月 3 日 提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立中学校 P T A 連合会の役員を 2 期務め、町田市の教育の振興及び発展に寄与された役員に対し、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱第 3 第 5 号に基づき、感謝状を贈呈するものです。

## 対象者一覧

氏名	経歴
まえやま 前山 せつ 世津	町田市立中学校 P T A 連合会 2018年度会長
	町田市立中学校 P T A 連合会 2017年度書記
たなか 田中 なおこ 直子	町田市立中学校 P T A 連合会 2018年度副会長
	町田市立中学校 P T A 連合会 2017年度副会長

### < 参考 >

- ・町田市立中学校 P T A 連合会の役員…会長、副会長、書記、会計、総務



臨時代理報告第2号

第31期町田市社会教育委員の委嘱及び解職について

上記の件について報告する。

2019年6月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(理由)

本件は、第31期町田市社会教育委員の委嘱及び解職について、5月24日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会に報告し、その承認を求めるものです。

任期は、2020年3月31日までです。

## 1. 解職

選出区分	氏 名	所 属 (役職名等)	解職日
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	まえやま 前山 せつ 世津	町田市立中学校 P T A 連合会	2019年5月31日

## 2. 委嘱

選出区分	氏 名	所 属 (役職名等)	任期等
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	おおいし 大石 まさこ 正子	町田市立中学校 P T A 連合会	2019年6月1日～ 2020年3月31日

### 第 3 1 期町田市社会教育委員名簿

選出区分	氏 名	所 属（役職名等）	任期等
学校教育の 関係者	わたなべ つねひこ 渡辺 恒彦	町田市公立小学校長会 (本町田小学校長)	2018年5月1日～ 2020年3月31日
学校教育の 関係者	おくだいら ゆうじ 奥平 雄二	町田市公立中学校長会 (鶴川第二中学校長)	2018年5月1日～ 2020年3月31日
社会教育の 関係者	うりゆう ふみこ 瓜生 ふみ子	NPO法人 CCCNET	2018年4月1日～ 2020年3月31日
社会教育の 関係者	いけの けい 池野 系	公益社団法人 町田市シル バー人材センター	2018年4月1日～ 2020年3月31日
社会教育の 関係者	せきね みさき 関根 美咲	学校支援ボランティアコー ディネーター	2018年4月1日～ 2020年3月31日
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	おおいし まさこ 大石 正子	町田市立中学校PTA連合 会	2019年6月1日～ 2020年3月31日
学識経験者	よしだ かずお 吉田 和夫	一般社団法人 教育デザイン研究所	2018年4月1日～ 2020年3月31日
学識経験者	かげやま ようこ 影山 陽子	日本女子体育大学 (准教授 スポーツ科学)	2018年4月1日～ 2020年3月31日

臨時代理報告第3号

第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について

上記の件について報告する。

2019年6月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(理由)

本件は、第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について、5月24日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会に報告し、その承認を求めるものです。

任期は、2020年3月31日までです。

## 1. 解任

選出区分	氏 名	所 属 (役職名等)	解任日
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	まえやま 前山 せつ 世津	町田市立中学校 P T A 連合会	2019年5月31日

## 2. 委嘱

選出区分	氏 名	所 属 (役職名等)	任期等
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	おおいし 大石 まさこ 正子	町田市立中学校 P T A 連合会	2019年6月1日～ 2020年3月31日

#### 第4期町田市生涯学習審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属（役職名等）	任期等
社会教育委員	わたなべ つねひこ 渡辺 恒彦	町田市公立小学校長会 （本町田小学校長）	2018年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	おくだいら ゆうじ 奥平 雄二	町田市公立中学校長会 （鶴川第二中学校長）	2018年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	うりゅう ふみこ 瓜生 ふみ子	NPO法人 CCCNET	2018年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	いけの けい 池野 系	公益社団法人町田市シルバ ー人材センター	2018年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	せきね みさき 関根 美咲	学校支援ボランティアコー ディネーター	2018年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	おおいし まさこ 大石 正子	町田市立中学校PTA連合 会	2019年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	よしだ かずお 吉田 和夫	一般社団法人 教育デザイン研究所	2018年6月1日～ 2020年3月31日
社会教育委員	かげやま ようこ 影山 陽子	日本女子体育大学 （准教授 スポーツ科学）	2018年6月1日～ 2020年3月31日
生涯学習又は 社会教育に関 する関係機関 の代表	やぎぬま けいいち 柳沼 恵一	町田市生涯学習センター運 営協議会	2019年4月1日～ 2020年3月31日
生涯学習又は 社会教育に関 する関係機関 の代表	やまぐち ひろし 山口 洋	町田市立図書館協議会	2018年6月1日～ 2020年3月31日
生涯学習又は 社会教育に関 する関係機関 の代表	ふかさわ しんじ 深沢 眞二	町田市民文学館運営協議会	2018年6月1日～ 2020年3月31日
生涯学習又は 社会教育に関 する関係機関 の代表	いとう ちかこ 井藤 親子	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2018年6月1日～ 2020年3月31日
公募による市 民	ささき きわむ 佐々木 極	—	2018年6月1日～ 2020年3月31日
公募による市 民	やたべ まゆみ 谷田部 まゆみ	—	2018年6月1日～ 2020年3月31日

## 町田市生涯学習審議会への諮問について

### 1 諮問事項

町田市生涯学習センターに求められる役割について

### 2 諮問内容

町田市では、市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援する教育機関として、生涯学習センターを2012年4月に設置しました。これまで生涯学習センターでは、各種講座・イベント等の開催、町田市生涯学習推進計画の策定、生涯学習に関する情報の収集及び提供等、市民の学習を支援するための様々な取組を行ってまいりました。

その一方で、設置から7年が経過し、社会状況や町田市を取り巻く環境は目まぐるしく変化を続け、市民の学習環境も大きく変化しています。それらの変化に対応していけるよう、学習支援の取組についても、将来を見据えながら、絶えず見直していくことが求められます。

つきましては、町田市生涯学習審議会条例第2条第1号の規定に基づき、「町田市生涯学習センターに求められる役割について」諮問いたしたい。

### 3 その他

本件につきましては、2019年6月24日に開催する町田市生涯学習審議会において諮問する予定です。

## 町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施について

町田市の年少人口（0～14歳人口）は、2015年度に町田市が行った人口推計において、2015年から2035年までの20年間で約25%減少することが見込まれています。

また、学校施設の老朽化も進んでおり、2045年までに55校が耐用年数の築60年を迎えることから、更新する学校施設の優先順位を検討し、計画的に更新する必要があります。

これらの年少人口の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、児童・生徒がより良い学習環境で学ぶことができるようにするために、2019年8月に「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下『審議会』）」を設置し、子どもたちの教育環境を充実させるために必要となる適正な学級数・学校配置のあり方や、学校統廃合も含めた通学区域の変更などについて調査・審議することを予定しております。

審議会では、PTA、町内会・自治会、小・中学校校長会から推薦を受けた代表者と学識経験者で検討を進めていきますが、保護者、教員及び市民の考え方や意識を幅広く把握し、審議会での議論を充実させることを目的として、下記のとおりアンケート調査を実施いたします。

### 1 調査の目的

適正規模及び適正配置を調査・審議するうえで必要な事項について、保護者・教員の意識を把握すること。

また、地域活動の拠点としての学校という視点から適正規模及び適正配置を調査・審議するうえで必要な事項について、市民の意識を把握すること。

### 2 調査対象及び人数

調査対象	調査人数	備考
町田市立学校に在籍している児童・生徒の保護者	約2,100人 小学校 約1,400人 中学校 約700人	小学校6年生 中学校3年生 (各校1学級+特別支援学級在籍児童・生徒)
町田市立学校に勤務する教員	約200人	校長・副校長・小学校6年生、中学校3年生の学年主任・特別支援担当教員
町田市に在住している20歳以上の市民	3,000人(標本数)	住民基本台帳から無作為抽出

### 3 調査時期

調査対象	調査時期
町田市立学校に在籍している児童・生徒の保護者	2019年6月19日～2019年7月5日
町田市立学校に勤務する教員	
町田市に在住している20歳以上の市民	2019年6月19日～2019年7月9日

### 4 設問内容

調査対象	基本的な設問内容
町田市立学校に在籍している児童・生徒の保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学年あたりの学級数が少ない学校の長所及び短所</li> <li>・1学年あたりの望ましい学級数</li> <li>・児童・生徒の望ましい通学時間等</li> </ul>
町田市立学校に勤務する教員	
町田市に在住している20歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市立学校に来訪する頻度・理由</li> <li>・地域活動の拠点としての学校に必要なこと等</li> </ul>



２０１８年度町田市立学校施設における防犯カメラの  
管理状況について

「町田市立学校施設における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱」（以下「要綱」という）第１０の１項に基づき、管理責任者である学校長から、２０１８年度における防犯カメラの管理状況について報告がありましたので、下記のとおり報告いたします。

記

１ 防犯カメラ設置台数

小学校 計１７７台

中学校 計８５台                      合計２６２台

２ 映像データの確認状況

事由	２０１８年度			２０１７年度			前年差
	学校が 確認	警察が 確認	小計	学校が 確認	警察が 確認	小計	
校門付近の 不審者の確認		９件 (８校)	９件 (８校)	２件 (２校)	９件 (５校)	１１件 (７校)	－２件
校地への 侵入者の確認	４件 (３校)		４件 (３校)	３件 (３校)		３件 (３校)	＋１件
いたずら等生活 指導上の確認	３件 (３校)		３件 (３校)	２件 (２校)		２件 (２校)	＋１件
その他	６件 (６校)	９件 (４校)	１５件 (９校)	１件 (１校)	８件 (８校)	９件 (９校)	＋６件
全体(※)	３１件(２０校)			２５件(１８校)			＋６件

※ 学校数は、同一校の重複を含まない。

３ 映像データの外部提供状況

(１) 提供理由

刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく警視庁からの「捜査関係事項照会書」による映像データ閲覧・複写依頼に対し、要綱第８の１項に基づき映像データを提供

(2) 提供件数及び提供方法

提供件数	2018年度	2017年度	前年差
	8件(7校)	8件(8校)	0件
提供先	警視庁(本庁、町田警察署等)		
提供媒体	DVD、CD-R、USB、 HDD、SDカード		

2018年度町田市立小学校の通学路における防犯カメラの  
管理状況について

「町田市立小学校通学路における防犯カメラの設置及び管理に関する  
要綱」(以下「要綱」という)第10の1項に基づき、下記のとおり報  
告いたします。

記

1 防犯カメラ設置台数

小学校 計210台(5台/校)

2 映像データの外部提供状況

(1) 提供理由

刑事訴訟法第197条第2項に基づく警視庁からの「捜査関係事  
項照会書」による映像データ閲覧・複写依頼に対し、要綱第8の1  
項に基づき映像データを提供

(2) 提供件数及び提供方法

提供件数	2018年度	2017年度	前年差
	76件(149台)	44件(84台)	32件(65台)
提供先	警視庁(町田警察署、南大沢警察署等)		
提供媒体	DVD、SSD、SDカード		

※2017年度の防犯カメラ設置台数は135台

「家庭学習推進の手引き」の配布について

- 1 目的 「家庭学習推進の手引き」を配布することにより、市内公立小学校全体で家庭学習を推進し、学力向上を図ること。
- 2 主な内容 ○ 家庭学習推進の3つの視点
- ① 学習習慣の確立
  - ② 生活習慣・規範意識を身に付ける
  - ③ 読書の推進
- 町田市の学力向上に向けた主な取組
- ・ えいごのまちだ推進事業
  - ・ ICTを活用した教育の推進
  - ・ 放課後学習の充実
  - ・ 科学教育の推進
- 3 配布及び公開
- ・ 市内公立小学校児童の全家庭に配布する
  - ・ 町田市ホームページ「まちだ子育てサイト」において公開する

小学生の保護者の皆様へ

# 家庭学習推進の手引き

## 1 学習習慣の確立

家庭学習推進の3つの視点

2 生活習慣・規範意識  
を身に付ける

3 読書の推進

家庭学習の推進で



2019年4月

町田市教育委員会

## はじめに

子どもと一緒に過ごす時間を大切にして、今できていることを認め、ほめましょう。そして、子どもの話を聞いてあげましょう。

自分から進んで学ぼうとする意欲を高めるためには、子ども自身が認められる喜びを実感することが大切です。認められる喜びを味わっている子どもは、自分に自信をもつことができます。子どもが自分の考えを話せたとき、約束を守ったときには、ほめてください。家族からのほめ言葉が、一番の意欲付けになります。



保護者の働きかけがある子どもの学力は、高いという傾向があります。以下の内容を参考に家庭や地域で、子どもたちの生きる力を育む取組を考えるために、ご活用ください。

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- 子どもに本や新聞を読むようにすすめている。
- 子どもに最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 自分の考えをしっかり伝えられるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。

参考：「平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」  
(国立大学法人お茶の水女子大学)

## 学校と家庭で連携した取組

### 学習習慣の確立

#### 「学校と協力して、宿題や予習・復習にすすんで取り組みましょう。」

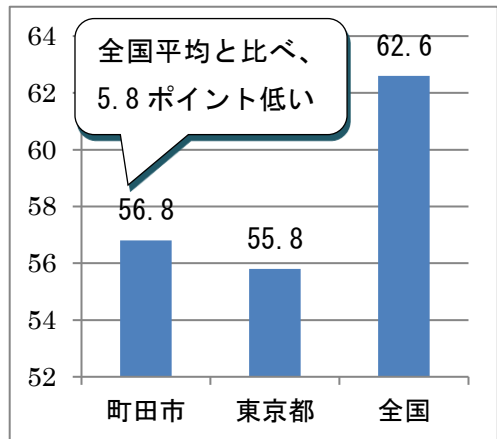
家庭での学習習慣の確立は、学力の向上には有効です。学校の授業と家庭での宿題や予習・復習の取組が効果的に結びつくことで、学習内容が一層定着します。家庭学習の習慣を身に付けるためには、子ども自身の努力はもちろん、学校と家庭が互いの役割を理解し合うことが大切です。与えられた課題をこなす学習から、子どもが自分で目標を決めて取り組む学習へと発展できるよう、学校と家庭で力を合わせて、子どもが自分から取り組み、続けて取り組む学習習慣の確立を目指します。

- 学校では、東京ベーシック・ドリル等を活用します。
- 家庭では、自分の興味・関心のある課題を調べてノートにまとめるなど、調べ学習に取り組みましょう。

例：環境副読本の活用。

オリンピック・パラリンピック読本の活用。

家で、学校の授業の予習・復習をしていますか（肯定的な解答の割合 %）



平成30年度全国学力・学習状況調査結果  
(小学校)より

### 生活習慣・規範意識を身に付ける

#### 「テレビを見る時間、ゲームで遊ぶ時間、携帯電話を使う時間を決めましょう。」

規則正しい生活習慣や規範意識を身に付けることは、学習活動を支える基盤をつくることにもつながります。計画的な時間の使い方を身に付けることや集団社会の一員として、よりよい人間関係を築こうとする態度を育て、規範意識を高めるようにします。

- 家庭では、早寝、早起き、朝ご飯を心がけましょう。
- 家庭では、テレビを見る時間、ゲームで遊ぶ時間を決めて守りましょう。
- 学校、家庭では、スマートフォン、あるいは携帯電話を持たせている場合、使う時間や使い方など、SNSルールを作りましょう。
- 学校では、様々な活動において子どもが役割や責任を果たしていく場を多く設定し、自分の力を発揮して活躍できるようにしていきます。

例：テレビ・ゲームは1日〇時間と使用時間を決める。  
携帯電話やスマートフォンなどは、1日の利用時間と終了時刻を決める。



## 読書の推進

### 「本に親しみ、読書が好きになるようにしましょう。」

読書は使える言葉を増やし、言語の感覚を豊かにして考える力を育てます。家庭でも、学校との連携や町田市立図書館の利用を通して、本に親しみ、読書が身近になるようにして、読書習慣が身に付くようにします。

○学校では、読書週間、本の読み聞かせ、朝読書の時間など本に親しむ時間の設定をします。

○家庭では、親子で本の読み聞かせをしたり、一緒に本を読む時間や場を設定したりするなど、読書が身近に感じるようにしましょう。

例：親子で20分間読書する。

休日に一緒に図書館に出かける。

これはどう  
ということな  
の？

一緒に図書館  
行って  
調べてみよ  
うか。



## 町田市の学力向上の取組

子どもたち一人一人が安心して学校に通い、粘り強く学習に取り組むことができるように、一人一人の学習状況に応じて、認めたり励ましたりしながら学習を支援していきます。

### えいごのまちだ推進事業



小学校では、リズムに合わせた発音練習（チャンツ）や、英語の歌、音声ペンや絵本等を活用した授業を行います。

中学校では、GTECによる4技能の効果測定を行い、指導に生かしていきます。

### ICTを活用した教育の推進



授業では、大型提示装置やChromebookなどのICT機器を効果的に活用します。

教員間で、ICT機器を活用した優良事例を共有できる仕組みづくりや研修等を行います。

### 放課後学習の充実



放課後における学習活動支援を充実させ、地域の実情・支援に応じた様々な実施方法を検討します。

### 科学教育の推進



科学センターでは、児童・生徒が直接体験しながら、楽しく観察・実験できるような取組をしています。



## 町田市民文学館ことばらんど夏展

「縄文土器をよむー文字のない時代からのメッセージ」の開催について

- 1 開催場所：町田市民文学館ことばらんど2階展示室
- 2 開催期間：2019年7月20日（土）～9月23日（日）10時～17時[57日間]  
月曜日、第2木曜日は休館

3 入場料：無料

4 開催趣旨

町田市には全国有数の質と量を誇る縄文資料があります。2019年度における文学館夏展では、これらの資料を活用し、「縄文土器を読むー文字のない時代からのメッセージ」を生涯学習総務課と町田市民文学館ことばらんど共催で開催します。

縄文時代には文字はありませんでしたが、土器のカタチや表面に施されたモチーフには当時の人々の世界観や思想が表現されていると考えられます。今回の展示では造形が特徴的な縄文資料を展示し、当時の人々が造形のなかにどのような想いを込めたのか、いわば町田最古のことばを推測することを試みます。

あわせて、縄文人の思想形成に強い影響を与えたとされる生活環境を、道具や実物大の住居レプリカなどをこれまでにない規模で展示し、町田にすばらしい縄文文化があったことを紹介します。

5 展示構成

- 第1章：縄文の表現
- 第2章：縄文の社会
- 第3章：町田の縄文

6 関連事業

オープニングイベント、講演会(2回)、ワークショップ(4回)、展示解説(2回)、吹き出しコメントコンテスト、スタンプラリーなど(景品として団扇を予定)



縄文キャラクター「まっくう」

7 広報

- ・ポスター (300部) ・チラシ (30,000部)  
→市施設、駅、市内小中学校、市内町内会、近隣自治体、近隣博物館・美術館
- ・紙媒体  
→プレスリリース、地域ミニコミ誌、フリーペーパー
- ・電子媒体  
→市ホームページ、講演・出演者のSNS
- ・6月下旬には市内小学校へ縄文キャラクターの絵本を配布予定

## 町田市立小・中学校における運動会、体育祭における熱中症対応について

### 1 救急搬送を要請した学校等

学校名	発生日時	救急搬送人数
七国山小学校	5月23日(木) 午前9時頃	5人
南つくし野小学校	5月25日(土) 午後2時30分頃	1人
南中学校	5月27日(月) 午前10時30分頃	4人
町田第二中学校	5月27日(月) 正午頃	1人
南成瀬中学校	5月27日(月) 正午頃	9人

### 2 運動会、体育祭に向けた熱中症対策

- 5月23日及び5月27日に市立小中学校長宛に通知文を発出し、WBGTの定期的な測定、児童生徒の健康観察、状況によっては練習の中止を適切に判断するように指示。
- 6月1日以降に運動会、体育祭を実施する学校には、児童生徒用のテントの貸し出し。
- 5月25日に運動会、体育祭を実施した学校での熱中症対策の工夫を集約し、6月1日以降に運動会、体育祭を実施する学校に情報提供。
- 5月28日に臨時校長会を実施し、今回の救急搬送の状況及び今後の熱中症予防対策について指導。